



審 第 5 8 0 号  
答 申 第 2 0 7 号  
平成30年6月12日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県個人情報保護審議会  
会長 土屋 俊



庁用自動車へのドライブレコーダーの設置事業に係る  
個人情報の本人収集の原則の例外について（答申）

平成30年5月23日付け管財第271号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

#### 記

適当なものと認める。

ただし、実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう次の事項について配慮するものとする。

- 1 収集した個人情報に関しては、管理要綱において管理責任者、取扱者、記録媒体の取扱い等について規定するほか、漏えい、流出等が起こることのないよう必要な措置について具体的に定めることとし、また、個人情報が記録されたデータ等が不要となった場合には、確実かつ速やかに廃棄又は消去を行うこと。
- 2 収集した個人情報の利用・提供については、管理要綱において利用・提供できる場合を規定するとともに、目的外の利用・提供については個人情報保護条例第10条の規定により慎重に判断し、厳格な運用を行うこと。
- 3 今後、収集した個人情報の利用・提供において当初の利用目的を拡大するような重大な変更を行う場合には、あらかじめ本審議会に諮問を行うこと。